

平成 30 年度長久手市地域包括支援センター運営方針(案)

1 運営方針の目的

平成 30 年度長久手市地域包括支援センター運営方針は、平成 30 年度の地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や業務推進の方針、重点取組項目等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置される(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)。

地域包括支援センターは介護保険法第115条45第2項に定められた包括的支援事業のほか、指定介護予防支援及び介護保険法第 115 条 45 第 1 項第 1 号二(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)に定められた第 1 号介護予防支援事業を一体的に実施する。

地域包括支援センターが、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関となること、及び地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域の多様なニーズに応えることのできる拠点になることを目指す。

3 基本方針

本市の75歳以上の人口は、平成27年から平成37年までで約1.7倍となることが見込まれている。支援を必要とする高齢者の急増が見込まれる中、自助・互助・共助・公助の機能を最大限に発揮できる仕組みづくりを早急に進めることが求められており、平成30年度からの「長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の開始にあわせ、地域包括ケアに向けた取り組みを一層深化させていく必要がある。これらをふまえ、地域包括支援センターは、地域包括ケアのあり方を企画する一翼となる機関として、昨年度から継続して、次の方向性を強化していくことを基本方針とする。

1 後手の対応から先手の対応へ

高齢者が増え続ける中、制度の限界が見えてきている。多くの問題を抱えている方の課題が解決できず、状態が重度化し、危機的状況になってから個別に対応する「後手の対応」から、比較的元気なうちから地域で包括的に支援する

「先手の対応」に転換しなければならず、その転換を推進する必要がある。

2 現在の視点から未来の視点へ

現行制度において、現在支援が必要な人への解決をすることも重要であるが、高齢者や介護保険制度を取りまく情勢はますます厳しさを増しており、未来に焦点をあてて、新しい仕組みづくりのために様々な情報を収集し、課題解決のために何が必要なのかを考えることの重要性が高まっている。

3 支援者から企画者へ

地域包括支援センター自身が支援者となることも重要であるが、それぞれの専門職が担う役割を統合し、市民や関係者が一体となって、新しい仕組みを構築していくため、これらの人の声を丁寧に聞くとともに、共通の課題を抽出し、解決のための施策を市とともに考えていく企画者にならなければいけない。

4 プレイヤーからマネージャーへ

一人ひとりの支援すべき人に対応することから、市民や関係者等が適切に支援できる仕組みを創出したり、支援者への必要なサポートをしたりすることに業務のポイントを置き替える必要がある。

5 介護の支援者から介護及び医療の支援者へ

重度な人を中心として、いつまでも在宅で暮らし続けるためには、介護と医療の連携を進める必要がある。医療関係者との交流や意見交換を充実させ、介護関係者と医療関係者の橋渡しをしていく必要がある。

4 平成 30 年度重点取組項目

前記3の基本方針に基づき、地域包括支援センターが、平成 30 年度に重点的に取り組む項目について、次ページの図で表すことを念頭に置くものとする。

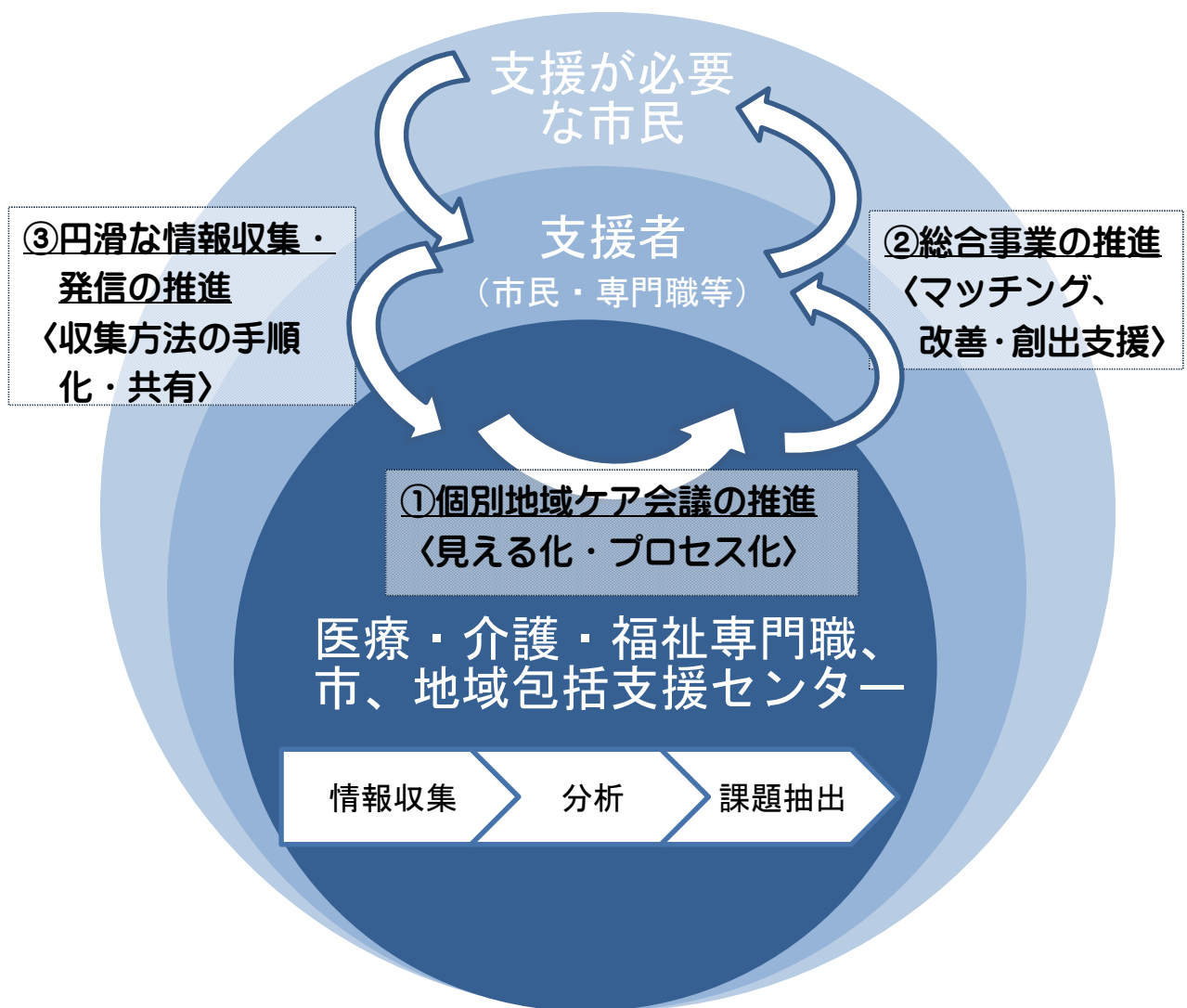
地域包括支援センターは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して、生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの 5 つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援をしていく地域包括ケアシステムの構築に努める。

地域包括ケアシステム構築にあたり、地域包括支援センターは市民や専門職など地域の様々な主体のネットワークをつなぎつつ、地域包括ケアに対する意識を地域全体で共有することが重要な役割となる。特に、今後増える認知症の対応については、地域全体で対応することが必要であることから、認知症地域支援

推進事業及び認知症初期集中支援チーム事業と一体的に認知症施策の推進に取り組むものとする。

その目標を達成するために、平成 30 年度は①個別地域ケア会議の推進②総合事業の推進③円滑な情報収集・発信の推進に重きを置いた取組を行う。**その核となるのが、個別地域ケア会議である。**

重点取組項目の模式図



※支援者:支援が必要な市民と接点がある

市民(サロン主催者、民生委員、ボランティアなど)

専門職(介護予防事業者、医療・介護・福祉事業者、一般企業など)

(1) 個別地域ケア会議の推進

【現状・課題】

平成 29 年度は、地域ケア会議学習会を継続的に実施し、個別ケースの事例検討を行って、多職種による意見交換により、自立支援に向けてのアイデアやアドバイスを出し合い、学びを重ねている。学習会では、毎回参加者の意見をフィードバックして改善を重ねつつ、本市にとって最適な個別地域ケア会議のあり方を模索している。

この学習会を通して見えてきたのは、一つ一つの個別ケースの情報を集約、分析して共通の課題を見い出すことの必要性和、そのプロセスを手順化、見える化して共有できるようにすることの重要性である。個別事例の検討を重ねる中で、こうした仕組みづくりもあわせて進めていく必要がある。

【活動目標】

・個別地域ケア会議(学習会)を継続しつつ、個別ケースから共通の課題を見い出すプロセスの手順化、見える化を行う。

【取組のポイント】

個別地域ケア会議は、多職種による様々な視点から、自立支援に向けたケアのあり方を学び合い、多職種が顔の見える関係をつくり、最適なケアに向けた課題を抽出する機能を持つ。

これは、参加者を指定して行うのではなく、志を同じくする各専門職が自由意志で会議に参加する形で行われており、問題意識の高い参加者により活発に議論が行われている一方で、参加者や職種の偏りが見られがちでもある。参加したい(または、事業者が職員を参加させたい)と思えるような会議を継続的に行えるよう運営の工夫を継続的に行っていく必要がある。

(2) 総合事業の推進

【現状・課題】

これまで、市民によるサロン活動の支援により活性化が図られているものの、そうした場に参加できるのは、サロンへの参加意欲があり、そこまで自力で移動できる人に限られている。介護保険サービスとの接点となるような、虚弱がちな人、閉じこもりがちな人の自立支援を多様な主体が行うサービスは、一般介護予防事業で進められつつあるが、まだ事業が始まったばかりであり、継続的な改善が必要となっている。

地域包括支援センターは、自らが構築しているネットワークを通して、サービス利用者の自立支援に向けたニーズと、サービス提供者(市民・事業者などの

多様な主体。一般介護予防事業等の事業者も含む)の利用可能な資源をマッチングさせ、サービスの利用促進を図るとともに、サービスの改善や新たなサービスの創出を支援する役割を担うことが求められる。

【活動目標】

・支援が必要な市民の情報を直接的・間接的に取得し、適切なサービスにつなぐとともに、把握した市民のニーズを収集・分析し、サービスの改善や創出を支援する。

【取組のポイント】

市民による自助や互助の力を高めようという取り組みは、市政の基本的な柱である「一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり」という考えに沿って、現在、多様な事業分野において進められているところである。地域包括支援センターは、現場を最も良く知る機関の一つとして、高齢者一人ひとりの個別ケースに立脚し、こうした各事業の円滑な連携や役割分担にかかる問題点の整理を行うことも必要である。

(3) 円滑な情報収集・発信の推進

【現状・課題】

地域包括支援センターが地域のネットワークのつなぎ手として、一層効果的に事業を進められるようになるためには、センターが果たすべき役割が地域の中で十分認識されていることが必要である。

平成29年2月から3月に一般市民向けに実施をした長久手市高齢者福祉や介護に関するアンケートでは、地域包括支援センターの認知度について、「名称や業務内容を知っている」が21.2%、「名称は知っている」が49.2%、「全く知らない」が27.3%という結果となった。「全く知らない」が1/4を超える結果となっていることから、引き続き周知を図る必要がある。

【活動目標】

・出張相談や広報活動等を通じて、地域の多様な主体とネットワークを構築しつつ、センターの役割を理解してもらい、最適な連携のあり方の仕組みづくりを進める。

【取組のポイント】

今後、支援が必要な高齢者が急増すると見込まれる中、そうした高齢者の情報を地域包括支援センターが直接本人や家族から取得するだけでなく、その方と接点がある市民(サロン主催者、民生委員、ボランティア等)や事業者(一般介護予防事業受託事業者、医療・介護・福祉事業者等)から情報を収集することが重要となる。

そのためには、情報収集に係る考え方、観点、プロセスなどの仕組みづくりを間接的な情報提供者と進め、システムとして形成する必要がある。

5 包括的支援事業実施に係る留意事項**(1) 地域包括支援センターの事業計画と評価**

運営方針に基づき、事業計画書を作成すること(様式は市が定める)。また、事業完了後に事業評価を実施すること。

(2) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切な運営に関する評価を行うために必要とする、資料提出や報告を行うこと。また、必要に応じて、地域包括支援センター運営協議会に同席すること。

(3) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意すること。

また、各事業の実施にあたり、担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るものとする。

(4) 市との連携

担当地域における高齢者支援について、市役所と一体となって取り組む必要があるため、自らの役割にとどまるだけでなく、目的指向型の問題解決を心がけ、互いに協力し合いながら良好な関係を構築していくこと。

平成30年度長久手市地域包括支援センター事業計画書(案)

1 基本情報

センター名称	長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター
担当地区	長久手小・東小・北小学校区
運営法人名称	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

2 平成30年度重点取組項目に対する具体的取組事業

重点取組項目	事業目標(スローガン)	具体的な取り組み
個別地域ケア会議の推進	多職種連携による個別のケア支援と地域課題抽出のため、個別地域ケア会議(学習会)を定期的に行う。 【数値目標】 1.個別地域ケア会議(学習会)を、年12回開催する。 2.個別地域ケア会議(学習会)で抽出された地域課題を四半期毎に分析する。	1.毎月行われる両地域包括支援センター連絡会において個別地域ケア会議(学習会)の学習会の振り返りを行い、地域課題の抽出・分析を行う手順化について検討する。 2.外部講師による地域ケア会議の学習会を両地域包括支援センター合同で実施する。(会議の司会進行やファシリテートについて学ぶ) 3.個別地域ケア会議(学習会)後に情報交換の場を設け、顔の見える関係作りを行う。 4.個別地域ケア会議で抽出された地域課題を両地域包括支援センター連絡会で分析し、市へ報告を行う。 5.個別地域ケア会議への参加呼びかけを、電子連絡帳等を活用し行う。
総合事業の推進	総合事業の受け皿となる社会資源を、さがす・つなぐ・支える。 【数値目標】 いきいきサロンを全箇所1回訪問する。	1.地区社協及び生活支援コーディネーター等と情報共有を行い、地域の状況把握を行う。 2.高齢者の居場所となる高齢者向けのサロンや集いの場に出向き、市民のニーズ把握を行うと共に、運営の支援を行う。 3.総合事業・一般介護予防事業の対象者把握に努め、適切なサービスや社会資源につなげる。
円滑な情報収集・発信の推進	地域住民にとって身近で気軽に相談できるセンターを目指す 【数値目標】 1.新たな出張相談場所を2か所増やす。 2.担当小学校区内にある医療機関・薬局等への地域包括支援センターのチラシ設置15か所を目指す。 3.啓発活動を含めた出張相談・出前講座を年40回実施する。	1.担当小学校区において、出張相談や出前講座を行い、情報収集及び周知活動を行う。 2.市民が集まる(通う)場である医療機関や、薬局、定例民生委員児童委員協議会、地区社協、喫茶店、高齢者生涯学習講座などでの啓発活動。

平成30年度長久手市地域包括支援センター事業計画書(案)

1 基本情報

センター名称	愛知たいようの杜地域包括支援センター
担当地区	西小・南小・市が洞小学校区
運営法人名称	社会福祉法人 愛知たいようの杜

2 平成30年度重点取組項目に対する具体的取組事業

重点取組項目	事業目標(スローガン)	具体的な取り組み
個別地域ケア会議の推進	個別地域ケア会議(学習会)を継続しつつ、個別ケースから共通の課題を見出すプロセスの手順化、見える化を行う。	1、毎月行われる両地域包括支援センター連絡会において個別地域ケア会議(学習会)の振り返りを行い、地域課題の抽出・分析を行う手順化について検討する。 2、外部講師による個別地域ケア会議の学習会を両地域包括支援センター合同で実施する。(会議の司会進行やファシリテートについて学ぶ) 3、個別地域ケア会議後に情報交換の場を設け、顔の見える関係づくりをする。 4、個別地域ケア会議で抽出された地域課題を両地域包括支援センター連絡会で分析し、市へ報告を行う。 5、個別地域ケア会議への参加呼びかけを、電子連絡帳等を活用し行う。
	【数値目標】 1、個別地域ケア会議(学習会)を年12回開催する。 2、個別地域ケア会議で抽出された地域課題を四半期毎に分析する。	
総合事業の推進	支援が必要な市民の情報を直接的・間接的に取得し、適切なサービスにつなぐとともに、把握した市民のニーズを収集・分析し、サービスの改善や支援する。	1、生活支援コーディネーター・地区社協等との連携強化を図るため、定期的な会議(にこにこ会)を継続し、情報共有及び活動状況を話し合う。 2、まちづくり協議会、地区社協等と連携し、ネットワークの構築に努め、介護予防を推進する。 3、利用可能な資源をマッチングさせ、サービス利用の促進を図る。
	【数値目標】 1、にこにこ会を年12回開催する。 2、いきいきサロンを全箇所1回訪問する。	
円滑な情報収集・発信の推進	出張相談や広報活動を通じて、地域の多様な主体とネットワークを構築しつつ、センターの役割を理解してもらい、最適な連携のあり方の仕組みづくりをすすめる。	1、担当地区において、出張相談や出前講座を行い、情報収集及び周知活動を行う。 2、担当地区の主な民間企業をリストアップし、顔の見える関係づくりに努める。(挨拶回り、情報交換等) 3、出張相談を継続して行い、地域の情報収集、地域課題の把握に努める。
	【数値目標】 1、啓発活動を含めた出張相談・出前講座を年40回実施する。 2、新聞販売店・金融機関・コンビニ・薬局等の民間企業を訪問する。(5ヶ所)	

平成30年度資金収支予算

法人名	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会
サービス区分	地域包括支援センター事業

(資金収支 の 部)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 額 増 減 額	摘 要 (積 算 内 訳)
【事業活動による収支】				
0296 受 託 金 収 入	30,228	28,842	1,386	
0298 市 区 町 村 受 託 金 収 入	30,228	28,842	1,386	
8003 市 受 託 金 収 入	30,228	28,842	1,386	包括 25,570,000 地域ケア会議1,272,000 認知症地域支援推進委託(相談業務)2,000,000 認知症初期集中支援チーム@835,000 (事務費@100,000、その他は会議実施出来高：要注意) 食のアセスメント@550,800 小計＝30,227,800＝30,228,000
0165 介護保険事業収入	6,000	5,671	329	
0171 居宅介護支援介護料収入	1,680	5,671	-3,991	
8162 介護予防支援介護料収入	1,680	5,671	-3,991	予防 月32件 @140,000*12月＝1,680,000
0330 介護予防・日常生活支援総合事業収入	4,320	0	4,320	
0331 事業費収入	4,320	0	4,320	総合事業 月100件 @360,000*12月＝4,320,000
事業活動収入計	36,228	34,513	1,715	
0129 人 件 費 支 出	32,229	27,718	4,511	
7112 職 員 給 料 支 出	18,578	14,038	4,540	正規職員2(残業月10H)、嘱託職員2(残業月10H) 重点事業：正規職員1(残業月10H)
7113 職 員 賞 与 支 出	4,064	3,445	619	正規職員2、重点事業：正規職員1
7114 非常勤職員給与支出	5,572	6,392	-820	非常勤職員3
7117 法定福利費支出	4,015	3,843	172	
0130 事業費支出	2,555	2,577	-22	
7235 旅 費 交 通 費 支 出	36	116	-80	県外研修1回
7236 研 修 研 究 費 支 出	50	12	38	@10,000*5名＝50,000
7237 諸 謝 金 支 出	80	160	-80	ケアマネ講師料@10,000*3回分＝30,000 出張相談学習会講師料@10,000*5回＝50,000 小計＝80,000
7225 消耗器具備品費支出	636	213	423	〔重点事業経費〕 名刺：@1,512*2箱*1名＝3,024 出張相談・出前講座での熱中症やヒートショック予防グッズ等 @50,000 小計＝53,024 〔その他消耗品〕 パンフレット(包括紹介)@130*500冊＝65,000 パンフレット(介護保険)@220*500冊＝110,000 マグネット1,000個 @57,240 名刺：@1,512*2箱*3名＝9,072 名刺：@1,512*1箱*3名＝4,536 FAXインカートリッジ：@7,776*3個＝23,328 その他消耗品@10,000 小計＝279,176 〔地域ケア会議・認知症啓発消耗品〕 @48,444 〔認知症初期集中支援チーム〕 コピー用紙：@3,024*5箱＝15,120 認知症パンフレット@162*150＝24,300 PRチラシ(印刷・デザイン)@60,000 小計＝99,420 その他消耗品@155,936 合計＝636,000
7238 通 信 運 搬 費 支 出	604	423	181	郵送代@82*100枚＝8,200 携帯電話@1,622*7台*12ヶ月＝136,248 重点事業携帯電話@1,622*1台*12ヶ月＝19,464 固定電話@28,000*12ヶ月＝336,000 FAX@4,000*12月＝48,000 インターネット@56,000、小計603,912＝604,000
7232 車 輛 費 支 出	127	102	25	@127*月35%*12月＝53,340 重点事業【出張相談】 ガンリン@127*月35%*12月＝53,340 エブリイ点検@20,000 小計＝126,680＝127,000
7002 租 税 公 課 支 出	21	23	-2	収入印紙包括@20,000、地域ケア会議@400 認知症初期集中収入印紙@200 小計＝20,600＝21,000
7226 保 険 料 支 出	87	75	12	在宅福祉サービス総合保険料@30,666 地域ケア会議・認知症車輛保険@55,950

サービス区分	地域包括支援センター事業
--------	--------------

(資金収支 の 部)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減 額	摘 要 (積 算 内 訳)
				小計86,616=87,000
7242 印 刷 製 本 費 支 出	41	299	-258	年賀状@10,000、包括ﾌﾗﾝｼﾞ (印刷) @30,240 小計=40,240=41,000
7227 賃 借 料 支 出	613	854	-241	ｺﾋﾞｰ使用料@40,000、複合機@80,000 ﾘｰｽ車 (3135) @16,740*12ヶ月=200,880 ﾘｰｽ車 (5803) @17,280*12ヶ月=207,360 駐車料金@1,500*3台*12ヶ月=54,000 ｼｽﾃﾑﾘｰｽ@30,326 小計612,566=613,000
7246 保 守 料 支 出	260	300	-40	介護保険ｼｽﾃﾑ@259,200
0131 事 務 費 支 出	191	170	21	
7311 福 利 厚 生 費 支 出	128	145	-17	
7325 手 数 料 支 出	63	25	38	振込手数料@540*45=24,300 勤怠ｼｽﾃﾑ使用料@400*8名*12月=38,400 小計=62,700=63,000
0315 負 担 金 支 出	42	30	12	
7042 負 担 金 支 出	42	30	12	愛知県社会福祉協議会負担金@30,000 労働保険事務組合@12,000 小計=42,000
事業活動支出計	35,017	30,495	4,522	
事業活動資金収支差額	1,211	4,018	-2,807	
【施設整備等による収支】				
施設整備等収入計	0	0	0	
施設整備等支出計	0	0	0	
施設整備等資金収支差額	0	0	0	
【その他の活動による収支】				
その他の活動収入計	0	0	0	
0159 事業区分間繰入金支出	82	96	-14	
7670 社 会 福 祉 事 業	82	96	-14	福祉のまち長久手
0162 その他の活動による支出	1,129	1,029	100	
7686 退職手当積立基金預け金支出	1,129	1,029	100	
その他の活動支出計	1,211	1,125	86	
その他の活動資金収支差額	-1,211	-1,125	-86	
予 備 費	0	0	0	
当期資金収支差額合計	0	2,893	-2,893	
【資金残高】				
前 期 末 支 払 資 金 残 高	0	0	0	
当 期 末 支 払 資 金 残 高	0	2,893	-2,893	

平成30年度愛知たいようの杜地域包括支援センター運営事業予算書

(自)平成30年4月1日 (至)平成31年3月31日

社会福祉法人 愛知たいようの杜地域包括支援センター

(単位 円)

勘定科目		平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	比較増減	適応(積算内訳)
事業活動による収入	介護保険事業収入	34,494,620	33,242,000	1,252,620	
	施設介護料収入				
	介護報酬収入				
	利用者負担金収入(公費)				
	利用者負担金収入(一般)				
	居宅介護料収入				
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入				
	介護予防報酬収入				
	(利用者負担金収入)				
	介護負担金収入(公費)				
	介護負担金収入(一般)				
	介護予防負担金収入(公費)				
	介護予防負担金収入(一般)				
	地域密着型介護料収入				
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入				
	介護予防報酬収入				
	(利用者負担金収入)				
	介護負担金収入(公費)				
	介護負担金収入(一般)				
	介護予防負担金収入(公費)				
	介護予防負担金収入(一般)				
	居宅介護支援介護料収入	4,648,620	4,290,000	358,620	介護保険予防収入
	居宅介護支援介護料収入				プラン作成料4,390円×85件/月
	介護予防支援介護料収入	4,648,620	4,290,000	358,620	プラン委託事務費219円×65件/月
	利用者等利用料収入				4,648,620円
	施設サービス利用料収入				
	居宅介護サービス利用料収入				
	地域密着型介護サービス利用料収入				
	食費収入(公費)				
	食費収入(一般)				
	居住費収入(公費)				
	居住費収入(一般)				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入	29,846,000	28,952,000	894,000	
	補助金事業収入				
	市町村特別事業収入				(市町村受託金収入内訳)
	受託事業収入	25,380,000	25,380,000		委託金25,380,000円
	その他の事業収入	4,466,000	3,572,000	894,000	(受託収入)
	借入金利息補助金収入	0	0	0	「食」の自立支援事業
	借入金利息補助金収入				2,700円×120件(年間)＝324,000円
	経常経費寄附金収入	0	0	0	認定調査
	経常経費寄附金収入				3,500円×10件(年間)＝35,000円
	受取利息配当金収入	0	0	0	認知症地域支援推進委託費
	受取利息配当金収入				2,000,000円
	その他の収入	0	0	0	地域ケア会議事業委託費
	受入研修費収入				1,272,000円
	利用者等外給食費収入				認知症初期集中支援チーム員委託
	雑収入				835,000円
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	有価証券売却益				
	有価証券評価益				
	為替差益				
	事業活動収入計 (1)	34,494,620	33,242,000	1,252,620	

勘定科目		平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	比較増減	適応(積算内訳)
事業活動による収支	人件費支出	28,045,620	26,713,000	1,332,620	
	役員報酬支出				
	職員給料支出	14,778,000	14,369,000	409,000	常勤職員 4名 本俸(手当、役職手当、交通費他)
	職員賞与支出	4,125,000	4,203,000	-78,000	賞与
	非常勤職員給与支出	5,457,620	4,698,000	759,620	非常勤職員 介護支援専門員1.7名、事務職 0.25名
	派遣職員費支出				
	退職給付支出	50,000		50,000	
	法定福利費支出	3,635,000	3,443,000	192,000	健康・雇用・厚生年金・介護保険等
	事業費支出	0	10,000	-10,000	
	給食費支出				
	介護用品費支出				
	医薬品費支出				
	診療・療養等材料費支出				
	保健衛生費支出				
	医療費支出				
	被服費支出				
	教養娯楽費支出		10,000	-10,000	
	日用品費支出				
	保育材料費支出				
	本人支給金支出				
	水道光熱費支出				
	燃料費支出				
	消耗器具備品費支出				
	保険料支出				
	賃借料支出				
	教育指導費支出				
	就職支度費支出				
	葬祭費支出				
	車輛費支出				
	管理費返還支出				
	雑支出				
	事務費支出	6,219,000	6,059,000	160,000	
	福利厚生費支出	100,000	80,000	20,000	健康診断・予防接種等
	職員被服費支出				
	旅費交通費支出	140,000	160,000	-20,000	
	研修研究費支出	340,000	380,000	-40,000	講師料、書籍代
	事務消耗品費支出	850,000	800,000	50,000	
	印刷製本費支出	300,000	300,000		
	水道光熱費支出	250,000	250,000		面積按分負担
	燃料費支出	180,000	180,000		ガンリン代 180,000円(3台分)/年
	修繕費支出	40,000	40,000		
	通信運搬費支出	400,000	400,000		
	会議費支出				
	広報費支出	280,000	230,000	50,000	広報用ユニホーム 50,000円、チラシ・パンフレット 100,000円、旗40,000円
	業務委託費支出	350,000	250,000	100,000	
	手数料支出	100,000	100,000		会計事務所手数料他
	保険料支出	225,000	225,000		
	賃借料支出	1,534,000	1,534,000		車両代・駐車場代、コピー機代、PC包括システム 300,000円
	土地・建物賃借料支出	1,040,000	1,040,000		事務所賃借代
	租税公課支出	20,000	20,000		
	保守料支出				
	渉外費支出				
	雑支出	70,000	70,000		
	支払利息支出	0	0	0	
	その他の支出				
	利用者等外給食費支出				
	雑支出				
	事業活動支出計 (2)	34,264,620	32,782,000	1,482,620	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	230,000	460,000	-230,000	

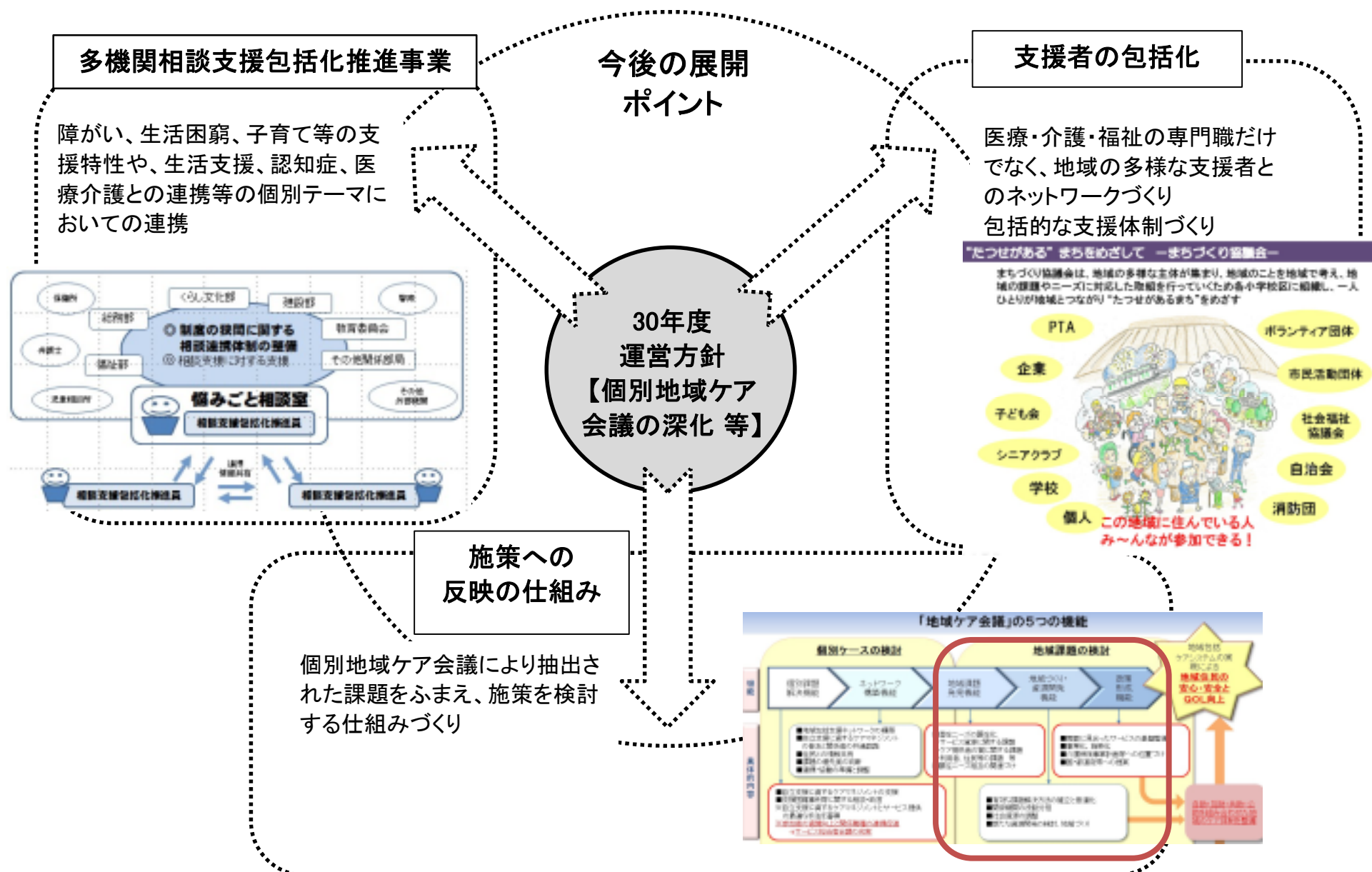
勘定科目		平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	比較増減	適応(積算内訳)
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輜運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 その他の施設整備等による収入	0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
	施設整備等支出計 (4)	0	0	0	
		0	0	0	
0		0	0		
0		0	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	-290,000	290,000		
	0	0	0		
	290,000	-290,000			
	290,000	-290,000			
	290,000	-290,000			
その他の活動による収入	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 拠点区分間長期借入金収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
		0	0	0	
その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預け金支出 拠点区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期借入金返済支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 その他の活動による支出	0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
	その他の活動支出計 (8)	230,000	170,000	60,000	
		230,000	170,000	60,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-230,000	-170,000	-60,000	
予備費 (10)				0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	
前期末支払資金残高 (12)				0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		0	0	0	

平成30年度地域包括支援センター事業評価表(案)

地域包括支援センター名:

重点取組項目		地域包括支援センター評価欄		市評価欄	
1．個別地域ケア会議の推進					
事業目標(スローガン)	具体的な取り組み	自己評価	自己評価の説明	市評価欄	市補足説明欄
【数値目標】			【実施内容】 【補足説明】		
2．総合事業の推進					
【数値目標】			【実施内容】 【補足説明】		

その他留意事項			地域包括支援センター評価欄		市評価欄	
4. 運営体制			自己評価		市評価欄	
	留意事項	評価項目	自己評価	自己評価の説明	市評価欄	市補足説明欄
(1)	事業計画の策定	各センターの当該年度の事業計画に基づき、計画的な事業運営を行っている。				
(2)	公立・中立性の確保	各センターの職員は、中立・公平の立場でなくてはならないことを理解している。				
(3)	設置場所等	市民や多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置している。				
(4)	職員の姿勢	地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行している。				
(5)	個人情報の保護	安心して相談ができるよう、プライバシーが守られるように配慮されている。				
		個人情報の取り扱いについて、関係法令を遵守し、厳重に個人情報の保護を図っている。				
		相談記録や実績等のデータは厳重に保管・管理されている。				
(6)	広報活動	パンフレットや広報紙等を作成し、様々な施設への配布を行うなど広報に努めている。				
(7)	苦情対応	苦情受付担当者・責任者を利用者に分かるように示している。				



認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や
認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援
等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い
自立生活のサポートを行うチーム

対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

・医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

- (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (2) 継続的な医療サービスを受けていない人
- (3) 適切な介護保険サービスに結びついていない人
- (4) 診断されたが介護サービスが中断している人

・医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

認知症初期集中支援チームの流れ

